

第 3 1 回軽米町議会臨時会令和 4 年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会

令和 4 年 7 月 6 日 (水)

午前 1 0 時 4 3 分 開 会

議 事 日 程

議案第 1 号 損害賠償請求事件に係る訴えの提起に関し議決を求めることについて

議案第 2 号 令和 4 年度軽米町一般会計補正予算 (第 3 号)

○出席委員（11名）

1番	上山	誠	君	2番	西	舘	徳	松	君			
3番	江刺家	静	子	君	4番	中	村	正	志	君		
5番	田	村	せ	つ	君	6番	舘	坂	久	人	君	
7番	大	村		税	君	8番	本	田	秀	一	君	
9番	細	谷	地	多	門	君	10番	山	本	幸	男	君
11番	茶	屋		隆	君							

議長 松浦満雄君（同席）

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町		長	山	本	賢	一	君	
総務課	総括課	長	福	島	貴	浩	君	
総務課	企画担当課	長	野	中	孝	博	君	
総務課	総務担当課	長	松	山		篤	君	
産業振興課	総括課	長	江	刺	家	雅	弘	君
産業振興課	商工観光担当課	長	輪	達	隆	志	君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	関	向	孝	行	君
議会事務局	主事	竹	林	亜	里	君
議会事務局	主事	松	坂	俊	也	君

◎開会及び開議の宣告

○委員長（細谷地多門君） ただいまから令和4年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会を開会します。

皆さんの慎重な審議をお願いしたいと思います。

ただいまの出席委員は全員で定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

（午前10時43分）

◎議案第1号の審査

○委員長（細谷地多門君） 議案審査の進め方についてお諮りします。議案の提案説明は本会議において終了しております。本委員会では予算の審議については歳入、歳出について一括で補足説明を求め進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） それでは、議案第1号 損害賠償請求事件に係る訴えの提起に関し議決を求めることについてを審議したいと思います。

補足説明があれば、当局の説明を求めますが、いいですか。

〔「委員長」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） はい。

○10番（山本幸男君） 議事進行についてちょっと要望。実は今日は6日で、4日に議会運営委員会がありまして、その中で私は運営委員でありますので、できれば会期を2日ぐらい取って、議案思考を1日置いてあさってというような形のほうが深く審議がなされるのではないかなという提案をしたのですが、まあ何とか1日で頑張るという声が多数でありまして、今日になりました。

それはそれでいいですが、私、要望しておりました資料の要求、1つは県にこの関係について要望した要望書、それから県から来た回答書の写しをまず資料として配布してもらいたいというようなことの要望をしておりました。今朝来ておりますが、ざっと目を通しましたが、正直よく分からないというような感じでございます。だから、私はできればもっと時間があれば精査して議論を深めたほうがと考えておりました。いい機会に課長のほうから、この県に要望した事項のポイントと県の回答のポイントについて説明を願いたいというのが、その流れの中でお願い申し上げたいというのが第1点です。

第2点は……

○委員長（細谷地多門君） 休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時49分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

それでは、補足説明があれば担当課長の方から。

産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 補足説明というか、最初に資料の確認をしたいと思います。こちら、今、山本議員からも要望のあった資料も含めてですけれども、まず1つはA4判のカラー刷りの資料があるかと思いますが、こういう。これが1つ。

それから、実際の、議員の先生方も現地に行って場所とか確認しているとは思ったのですけれども、いずれ医療廃棄物、こういうものが出て、こういうふうな形で埋設されていたという、一応結構それから2年もたっているということで、振り返るという意味もありまして、写真のほう添付してございます。

あと、そのほかに岩手県への請求金額一覧、数字が入った……いずれ本会議でも提案理由でありましたけれども、1億9,533万458円という、こういう内容で要望しています。ただ、隣に中間請求金額と書いて1億6,582万3,300円という数字がありますけれども、これは議員の先生方が把握している金額が恐らくこの1億6,582万3,300円だと思います。議会のほうでも出した資料がこうなっておりますので、その後いずれ現場等の数量等の最終的な確定をしたということで1億9,533万458円となった請求額の一覧表で、どこの部分に変更になったか、ちょっと見づらいと思うのですけれども、赤書きにしてございます。その部分が数量と、あと廃棄物のマニフェストの最終的な数量に合わせて増額になったという一覧表を添付してございます。

それから、こういう1番からずっと振った……後ほど説明しますけれども、26番まで箇条書きに書いた、これはこれまでの大まかな流れと、あと医療局との交渉、あとは要望書を出した日付とか、そういうようなものを要約して箇条書きにした一覧表でございます。

そのほかに、先ほど山本委員がおっしゃいました県に要望した要望書の写しということで、これが本物の写しですので、4月2日に出した分、回答を受けて9月3日に出した分、おのこの県の回答等につきましてはいただいたやつをそのまま4月2日の要望書に対して一番最後のほうに多分ついていると思いますけれども、それが県から来た回答ということで、要望書を、2回陳情を行っておりますので、その陳情書2部提出してございます。

あと、江刺家委員から要望があったのですけれども、その当時の土地の売買契約書の写しということで、契約書の写しを……行っていると思いますけれども、契約書については当然議会でも承認いただいておりますので、細かくこれは説明は割愛させていただきたいと思っております。

以上が今回この議案に対する説明資料ということで資料を添付いたしました。

それでは、説明に入りたいと思いますけれども、皆さんもご承知かと思えますけれども、先ほど言ったA4判に縮小した1枚の位置図でございますけれども、こちらを御覧になっていただきたいと思えます。外枠の青い色でくくった部分、こちらが今回かるまい交流駅（仮称）を整備するために取得した土地でございます。今度、赤い色で四角くくっていますけれども、赤い色の部分が今回かるまい交流駅（仮称）が建つ部分でございます。お分かりですか。そして、黄色く塗って……いろいろありますけれども、黄色い建物、これに解体年度を記載しておりますけれども、当時の軽米病院がこういうふうな形でこの敷地内に建っていましたという部分でございます。赤色のほう、縦長の部分ありますけれども、赤い部分、赤いエリアの部分ですね、細長く塗ったりしている部分、この箇所が今回医療廃棄物が出土した場所でございます。なので、これで何を言いたいかというと、建物があった既存の下とかでなくて、やっぱり全体的に建物の空いていた空き地の部分に埋設されていたと。多分現地のほうは確認されたかと思うのですけれども、再度振り返っていただきたいと思ひまして、取りあえずこの資料を用意させていただきました。

あと、医療廃棄物が出た付近に丸の赤い色、それから青い色、丸がついているかと思ひますけれども、これが基準値を超える鉛の成分が検出された場所です。いわゆる医療廃棄物が埋設されていた下層の部分からしか鉛の成分は検出されなかったと。そのほかに全体的に升目になっていますけれども、これは町で任意で全体の敷地内の鉛の調査をした。だけれども、やっぱり鉛の成分が出たのは、医療廃棄物が埋設されていた場所からしか、4地点ですけれども、実際鉛の成分が基準値を超えたというのが。そういうところから発生したということ再度ちょっと振り返っていただきたいと思ひます。

あと、写真については、こういうふうな名前入りのものが出た、あと埋設されていた状況など、そういう写真を添付してございますので、これはまたそちらで後でも見ていただければと思ひてございます。

それでは、この1番から26番まで記載している資料をちょっと見ていただきたいと思ひます。大まかな部分というか、順を追って説明していきたいと思ひます。2年前を振り返ってというような形もございまして。

1番は、当然平成29年3月に用地を取得した。

令和2年9月18日に工事に着手したと。

同年の11月20日に建設工事に着手して掘削したところ、医療廃棄物等が出土したと。

同日、出土したということで二戸の保健所、今は二戸保健福祉環境センターですけれども、略して保健所と言っておりますけれども、保健所のほうへ連絡して、確

認したら、現状維持に努め、試掘をしてとにかく医療廃棄物の範囲を特定するようという指示をいただいております。

そういうふうなものが出たということで、5番ですけれども、令和2年12月4日に町長が直接県のほうに、環境生活部、医療局を訪問して出土状況を説明して、経費の負担を、ここで初めて1回目の取りあえず、文書ではありませんけれども、町長が行って要望しているということです。

令和2年12月8日には県の医療局が来町して現地を確認した後、町のほうで様々打合せを行っております。その中で、打合せの中で話したことは、福岡病院だとか様々のところでも出ておりますけれども、沼宮内病院でも医療廃棄物が出土した、その場合にはどういったことで県が負担したのですかというような聞き取りを行って、そのときは沼宮内病院と書かれたものが出てきたということで県が負担したのだよというような内容の打合せでございました。

それを聞いて、そうしたら令和2年12月9日に、先ほど写真の添付がございましたけれども、名前入りの体温計が出土したと。

出土したその日に、再度また2回目、町長がその写真を持参して医療局長を訪問して、再度経費の負担を要望しております。町長が要望し、恐らく写真も見たのかなと思いますけれども、同じ日に企画の予算の担当課長から電話があって、経費の負担については前向きに検討しますよという、電話での連絡ですけれども、いただいた。

年が明けまして令和3年1月7日に、撤去処分経費、工事遅延経費、工期延長に伴う経費等、概算ですけれども、そういうふうな資料を持って再度町長が要望をしたということでございます。なので、陳情書を出す前に、町長も3回ほど、県には要望という形で県庁を訪問していたということでございます。

令和3年1月26日には、医療廃棄物が出たところを土壌分析調査をしてくださいと。やったら、先ほど説明しましたけれども、医療廃棄物が出た下層2か所から基準値を超える鉛の成分が検出されたということでございます。

それも受けまして、その最中に、令和3年1月20日に医療廃棄物の処理をするための設計書をメールで県のほうに送ってございます。内容の審査等ですね。先ほど説明しましたけれども、沼宮内病院と書かれたというものも出てきた、だから県で負担した。沼宮内病院は県の土地に県が運営していた。違うのは、軽米病院は個人の土地を県が借りて、その後町が引き受けてやっていたというその部分ですけれども、あとは処理の仕方等についても、そのとき沼宮内病院では土ごと一括して処分したというふうなことも確認しておりましたので、令和3年1月20日にメールを送って、県にこういう内容でよろしいでしょうかということで処理の仕方等について設計の審査をお願いしてございます。

令和3年1月20日の部分、ここに記載していませんけれども、12番ですけれども、令和3年2月2日に設計書の内容について、局長から内容も支障がないので進めてくださいという回答があったということで、町のほうでは医療廃棄物の処分の業務を開始したというところでございます。

あと、13番ですけれども、令和3年2月25日には医療局も立ち会っていただいて、学芸員ですけれども、こちら町の学芸員です、埋蔵文化財の発掘をしている学芸員からも現地に立会いしてもらって、地層等を判断してもらって、解体時に埋設されたという地層ではないよと。同時に埋めたというものですよというようなことを学芸員からは説明を受けてございます。

それから、14番ですけれども、令和3年3月10日、また医療局と二戸保健福祉環境センターが進捗状況の確認のため来町した。その際に、医療局から回答があったのが、言われたのが、県民、あと県議から医療局の支出根拠がないのではないかと等々の様々な発言をいただいていると。注目度も高い。住民監査請求も予想されるので、しっかりとした支出根拠が必要ですよというような意見をいただいて、初めてこのような具体的な意見をいただいたということで、何となくその辺からなかなか県の医療局の対応、発言も変わってきたのかと町のほうでは……それまでは出たものについては二戸保健福祉環境センター、県の機関ですけれども、医療局等と共通認識を持って作業等を進めてきたなと考えておりました。ところが、この3月10日ぐらいからなかなか、共通認識を持っていたはずが、ちょっとお互いの意見がかみ合わなくなってきたのかなというところでございます。

令和3年3月17日には、県に負担を求めるのであれば、病院で廃棄したものであるという証明書を軽米町に出していただく必要があると、そういうような発言もいただいております。町のほうとしては、いずれ様々な見地から、当然医療廃棄物、酒瓶みたいなものも、一般廃棄物と思われるものも中には混じっております。だけれども、いずれそれらは全てその当時に、運営した当時に埋設されたものということで考えております。

そのほか、医療局は、16番ですけれども、令和3年3月23日、3月30日、作業の立会いということで現地を訪れております。

その辺から何となくこれは正式に陳情書を提出したほうがいいのではないかとということで、令和3年4月2日に町長が県医療局長宛の陳情書を持参して提出してございます。その当時はまだ概算の、工事費確定しておりませんので、1億2,279万5,000円ということで、もろもろの費用の負担をお願いしたいということで陳情書を提出しました。

その陳情書の内容が先ほど資料で提出した令和3年4月2日のこの陳情書でございます。それに対する回答ですけれども、この陳情書の一番後ろを見ていただきました

いのですけれども、令和3年5月10日に県からこういう回答が出ました。説明しますと、例えば（1）番ですけれども、医療廃棄物が出た、範囲を特定するために試掘をした、もろもろそういった経費、それは本来は土地の所有者が、事業者も過去の土地の利用状況を調査の上、事業に支障がないことを確認すべきものではないか。だから、医療局にすればその経費を負担するものではないよ。

（2）番の土壌分析に要した経費も同じような回答でございます。

あと、（3）番の撤去処分費に係る経費ですけれども、現在の廃棄物の処理及び清掃に関する法律等によれば、当局が処分費用を負担する根拠はないものと考えているという……なので、廃棄物の内容とか量、出土位置が分かる資料を提出してもらいたい。これについては、2回目のときに出土位置とか量、一番ネックになっているのが医療廃棄物の量ですけれども、その量については、先ほど説明してございましたけれども、当初そういう、医療廃棄物を選別して処理するというのは機械では無理なそうです。人で選別すれば、危険性も伴いますけれども、時間と経費がかかる、日数もかかる。なので、沼宮内のときにはこういうふうな形で処理をしたということもあって、では同じような形で設計の審査もしていただいて、オーケーもらっていました。オーケーをもらっているにもかかわらず、医療廃棄物だけの量を提示してくれと言われても、もう処分しているので、そこの部分は無理ですよということであれしていますけれども、そういった内容のもの。

あとは、廃棄物の処分等に伴って工事の遅延とか何かのことについてですけれども、（4）番、それは二戸保健福祉環境センターの指導の下にやった廃棄物処理計画だから、医療局がそれを負担すべきものではないですよという全く……普通に言えば、私たちは二戸保健福祉環境センターも、県の出先ですけれども、いずれ県の機関だなというふうな認識でございます。だけれども、医療局側からはそういう回答だった。

それを受けまして、町のほうでは2回目の要望書を令和3年9月3日、第2回目の陳情書を、そのとき初めて先ほど事業費、説明した1億6,582万3,300円、当然処理とか時間もかかっているので経費もだんだんに確定してきていました。だから、その時点で確定した金額で再度、今度陳情書を出してございます。そのときは、県医療局のほか県議会の各会派も回って、いずれこういうことです、何とか議員の各会派の皆さんにも協力というかお願いしたいということで各議員の会派の皆さんにも陳情書を置いてきました。

最終的にその回答、これは一番最後、令和3年10月14日、これは直接医療局が町に来て、町の会議室で実際この回答書、これを置いていったということでございます。その2枚物を見ていただければと思いますけれども、1番が論点、1、費用負担する主体を医療局とする法的根拠は。医療局に直接負担を求めるのであれば、

法律的根拠を示してください。当然法律的となってきましたと、町にはそういう法律の専門家はおりません。なので、内部、役場と……等も踏まえまして協議をして、それであれば法律的専門家にお願いするしかないのではないかとということで弁護士にお願いをして、21番ですね、先ほどの全体の中の21番、令和4年1月17日付で代理人の弁護士から医療局へ法的な考え方も踏まえて提出しました。

令和4年3月3日に岩手県の代理の弁護士から回答があって、これもやはり同じような廃棄物の内容、量とか、出土位置が分かる資料をまずは提出してくださいという内容のものでした。なので、町としては、いずれ出せる分は出している、いついつの時点で資料を出して、何の資料がこの医療局、弁護士が求めている資料なのか、それをうちの弁護士に説明をして、再度その辺の資料の説明、不足した部分、提出できる資料は提出、それも踏まえて令和4年3月24日に再度医療局の代理人に回答して、以前提出している資料の説明も含めて出したと。弁護士を含めて2回、町としても法律の専門家が入れば何とかいい打開策なり解決方法が見つかるのかなということで考えておりました。

ところが、24番ですけれども、令和4年4月14日、これ相手の弁護士からの回答ですけれども、当方に法的責任があると考えていない、出土した廃棄物全てが当方で埋設したとも考えていない、当時の清掃法では違法ではなく、埋設した全てを撤去するまでの原状回復義務にも含まれるものではない。一切県には責任はないということでございました。

それを受けて25番、具体的な日にちはあれですけれども、弁護士から今後の方向性ということで、町と県の考え方がいずれ平行線で和解の見込みがない。これは、裁判で判断してもらうしかない案件だと考える。この案件は、埋設行為があまりにも古いけれども、軽米病院運営当時に捨てられた廃棄物であることは事実であり、県に全く責任がないとは言えない。そこで、訴訟を起こす場合は、岩手県と売主を同時被告とする同時審判で進めたほうがいいのではないかと。紛争の一回的解決の見地からという、こういう手法、私も知りませんでしたけれども、こういう手法がある。当然以前にも売主にも責任があって売主を訴えればいいのではないかと、売主に請求すればいいのではないかとというご意見も、その辺もその当時からずっと弁護士にも相談していましたが、今までもらった案件については、これ瑕疵担保というのも売ったときの不動産、瑕疵担保にもある程度、これみんな瑕疵担保として認められるのかということ、瑕疵担保として全部認められるわけではない。例えば工事の遅延金だとか何か、例えば埋設されたものについては売ったときと変わっているし、その部分だと例えばもらおうと思えば売主に請求できるかもしれない。ただ、売主を訴えれば、当然売主だって、売主にも当時の確認で、全くおやじからも何からもそういうものが埋設されていたというのは聞いていなかったし、全然知

らなかった、実際出てびっくりしている。そういった話の中で、町が売主を訴えて、売主は県を訴えてとなると、当然時間もかかってくる。また、売主に対してどの分請求できるのか。だから、弁護士とすれば、いずれそういったものを一体的に解決する、ある程度素早く解決する方法として、売主と岩手県を同時被告として裁判所からきちっと責任を、まずは責任を認めてもらうという、そういうやり方でやったほうがいいのではないかとということで、最後になりますけれども、26番ですけれども、最終的に、いろいろその間もやり取りもありました。町として県を訴えるということは、なかなか今までこういった事例もない。ただ、事例はないのだけれども、こういう事案というのはいましかすれば、出てきていないけれども、今後岩手県でもほかにもあるかもしれない。全国的にももしかすればあるかもしれない。訴訟で闘ったというのはあまり事案はないけれども、例えば全く県には責任がない、一切責任はない、関係がないとなってしまうと、果たして売主だけがそうすると自分で、自腹で撤去したり何したりしなければならない。そうなってくると、当然公共用地として売った人にみんな責任が来るのであれば、公共用地として県にも、町にも土地は売りたいくない、そういうふうなことも出てくる可能性もある。一番は町の対策のためですけれども、弁護士はいずれそういった様々な今後のことも含めて、司法の場できちっと明確に判断してもらうのが一番よいのではないかとということになりました。

最後、26番ですけれども、令和4年6月22日ですけれども、様々そういったことを踏まえて苦渋の決断に至った。今回議員の方々にこうやって提案していますけれども、やはりもしかしていただける可能性があるのであれば、それは判決によって半分なのか、3分の1なのか、どうなのかというのは、これは裁判の行方を見ないと分かりませんが、弁護士は、全額というのは当然厳しいけれども、ある程度いただけるのではないかと、やっぱり幾らでも負担を軽減するためにこういう手法を選び、進めていきたいと思いますということで、今回お願いをしたということでございます。

あとは議員の皆さんからもいろいろご意見をいただきながら、いただける費用はこういった形になってもいただきますということで、こういうふうな手段を選んだということでございます。

取りあえず、以上、その訴訟の経緯だけ。

○委員長（細谷地多門君） 休憩したいと思います。

午前11時20分 休憩

—————
午前11時29分 再開

○委員長（細谷地多門君） それでは、休憩前に引き続き再開します。

産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 先ほどの説明の際に私、誤って売主の名前というか名字を説明したかもしれませんが、おわびいたします。先ほど本会議でもマスコミの方にはくれぐれも個人名というのは伏せてもらいたいというようなことがあった中で、私誤って個人名を言ったのではないかというようなことでしたので、訂正しておわびいたします。すみませんでした。

○4番（中村正志君） おわびでいいの、削除してほしいとかということはないの。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 先ほどの個人名の部分は削除をお願いしたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 削除ということですが、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） では、削除ということにしたいと思います。

それでは、その他の補足説明はない。

町長からは何かありませんか。今の説明プラス別の立場から。

それでは、皆さんから質疑を受けたいと思います。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 詳しく説明を受けましたが、資料の要求しておりました部分については漏れが何点かありますので。

土地の購入に関わる延長の手續を毎年やっているのだというようなことの手続きを要求しておりますが、この点の資料がないと思っておりますが、いかがですか。それが1点。

それから、弁護士等の費用については説明があったかもしれませんが、ちょっと私は耳に入らなかったものですから、すみません、改めて。

それから、岩手県への請求金額一覧の中に弁護士費用1,000万円というのがありますが、それはまた別個なものなのか、着手金60万円、今回計上している440万円プラス1,000万円というふうに理解すればいいのか。その中の含まれて予備費の部分なのか、その点。

○委員長（細谷地多門君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） ちょっと休憩をお願いします。

○委員長（細谷地多門君） 休憩します。

午前11時32分 休憩

午前11時33分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 山本委員の1点目のご質問にお答えします。

この件につきましては、正式に医療局から法律的な根拠という前に、何点か弁護士のほうには相談しながら進めております。その中で、弁護士も想定できるのは県に対してこれは十分責任があると、請求できる。ただし、全く売主に責任がないということも否定できない。なので、ただ瑕疵担保の責任の場合は契約した日から1年で時効を迎えるということをございました。なので、弁護士の指導で、よければ私のほうでこういった今交渉しているので、最悪、例えば交渉が難航した場合は法律的な手続も取る可能性もあるので、こういった場合が考えられるのでこういった手続に入りますよと周知を、弁護士からそれは売主に対して周知してもらいました。それをもって、例えば契約して1年たつただけけれども、その文書を出してからだとまたその時効が延びるということでしたので、弁護士にお願いしてそれは、その分についての費用というのは特に発生してごさいませんが、そういう形で出しました。

今回弁護士との実際のやり取りの文書もいただきたいというふうなことでしたけれども、それらに関する部分については弁護士から確認したら、これから訴訟に入っていくので、できれば私とのやり取りについての提出は避けてくださいということでしたので、今回弁護士との委任回答のやり取りの文書についても提出できなかったということをございますし、今その瑕疵担保の部分についての時効の兼ね合いの文書につきましても、そちらは弁護士でちょっと対応してもらったということなので、そちらについても資料については今回は差し控えさせてもらいたいと思います。

あと、弁護士の費用ですけれども、費用についてはこのかるまい交流駅（仮称）のこの関係については以前60万円、この弁護士の法律的な観点を踏まえる、2回行いましたけれども、そのときに着手金という形で60万円お支払いしてお願いしていますけれども、それ以上経費は支出してはごさいませんが、ないです。ただ、当然あくまでも着手金なので、例えば既に時間を超過していれば追加の料金というのも多分後で請求される可能性がありますけれども、ただ、この問題が解決したら相殺して足りない分についてはまた、この問題が解決した時点で精算させてもらいたいというのが弁護士からの意見ですので、あとどれぐらにかかったとか、どれぐらにかかるといふ費用についてとちょっとまだご説明できないというものでございます。

あと、先ほど岩手県への請求金額一覧の中に弁護士費用1,000万円と書いてございますけれども、これは細かい法律的な部分は私もちょうとあれですけれども、弁護士から……備考欄に書いてございますけれども、実務上認められている費用でおおむね訴訟額の1割から2割程度は弁護士の費用として要求できるということ

したので、町で損害を受けた金額というのは1億8,533万458円ですけれども、それに1,000万円を上乗せして1億9,533万458円ということでございますので、あとこれらにつきまして、例えば丸々要求した分、裁判所で認められれば、当然そういうふうな費用1,000万円という形にしても、例えばそれが5,000万円になったり、4,000万円になったりとなれば、当然この1,000万円というのも多分……多分というか、下がってくる。マックスの金額で今1,000万円ということでした。なので、最終的には今回補正でお願いしております440万円ですか、着手金、400万円に消費税40万円ということで440万円ですけれども、これらについても解決した時点で精査して精算するという形になると聞いております。なので、1,000万円払って、今440万円というのと1,440万円弁護士に払うのかというところとそういうわけではなくて、今後の裁判の結果を踏まえてその辺の金額については精算するというところでございます。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 2つ質問しますが、最初の瑕疵担保の関係のことについて、聞いたことはない言葉でございますので、意味もちょっと分かって分からないような感じでした。この関係については、例えば……私はもともとこの弁護士を頼むこと自体に当初から反対といいますか、慎重にあるべきだという立場で議会に臨んできました。もともとはやっぱり町と県と軽米病院と町民というのは一体なものだという観点から、弁護士に頼んで交渉というのは避けたほうが良いという立場で提案してきましたので、そういう立場で言えば、今回県と、それから地主を同時に告発、告訴というか、裁判の席に立たせること自体がノーでありまして、また県はさることながら、地主もその立場には値しないのではないかと。例えばその立場にないと。一つはやっぱり法的に問題があるのではないかと。それは、先ほど私が資料として出してもらいたいというそのことも多少関連……私なりの知識では関連です。

あと一点は、時期的にもう地主をそのテーブルに上げるということは不可能ではないかと。既に現況がないわけですから。様々工作して、工事が始まって、そんな面では難しいのではないかなというふうな感じを持ちまして、その点は心配ないのか、その点をまず第1点、質問します。

○委員長（細谷地多門君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 1点目の県を例えば……山本委員からはできればこういうふうな争いを避けたほうが良いのではないかとというふうなご意見は以前からもいただいております。町のほうでも、こういうふうな手段というのを本来

は選びたくないというのは、もう当然同じです。これからも県に指導をいただく立場の町として、指導いただく県を訴訟に被告として訴えで持っていくというのが、これは本当に苦渋の決断でありました。

その至った経緯というのは、なぜかある日突然共通の認識が変わった。また、令和3年3月10日に県民、あとは県議ですけれども、個人名は控えさせていただきますけれども、ある会派の県議が町に突然来ました。なぜ全然関係のない選挙区の議員が町に来たのかと思ったら、この医療局とのやり取りの資料を持って、結局はあなたたちの考えていることはおかしいのではないかというような内容のことでした。だけれども、いや、おかしいも、おかしくないも、いずれ共通認識を持って進めた、ある程度歩み寄りを見せていただければ、こちらも対応したいけれども、その一番の根拠の部分は、先ほども説明していましたが、県が捨てたもの、医療廃棄物、それに特化したものであれば道義的責任は果たしてもいいですよという県の見解です。それが例えば一番最初にきちっとこういうふうな形でこうなって、こういうふうな処理をしてこういうふうにして、いや、分けてもらえれば、その分については県で考えてもいいよという具体的な説明があったのであれば、町でも、どの程度費用がかかるのかあれですけれども、そういうふうなやり方も検討したかもしれません。ただ、こういった形で、以前もやった、町でも審査をお願いして、例えばこれでいいでしょうとゴーサインもいただいた。それでやった上にもかかわらず、医療廃棄物だけ特化した量、資料を出せと言われても、もう既に全体の土地ごとの量もマニフェストは出ています。状況の写真なんかもつけて出しています。だけれども、それに特化した資料だけ出せと言われても、もう処理も終わっていますので、出しようがないです。そういった中で、いや、苦肉の策として法律的な根拠を踏まえて、これまでの資料を再度提出して、できれば何とか打開策が見つかるのかなと、私個人としても期待をしておりました。

ところが、やはりお互い弁護士同士、法律の専門家です。私は法律の専門家でないのであれですけれども、弁護士同士がぶつかってもこれは打開策は見いだせない。同じような、弁護士からも県で今まで主張したような内容の回答しか返ってこない。これは、やっぱりこのままだと町民に説明がつかない。町が1億8,533万458円、ただただ費用負担していいのかと、本来は県で何ぼか応援してもらうのが筋ではないかと。県が全く知らないふりして、そんなことできるのかと、町民からもどんどん来る。そういった批判について、あきらめてやめました、これもまた……やっぱりいくらかでも経費の負担を軽減するためには、最終的に苦渋の決断で今回の結論に至った、こういう結論にしたということでございますので、何とかご理解をいただきたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 休憩します。

午前 11 時 46 分 休憩

午前 11 時 47 分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 訴えても困るのではないかというような感じも私はするのですよ、地主のほうは。県に対してはまず様々なことはある……ましてや例えばそこが駄目なときは、今度は地主ですよというようなことを同時にしなくても、結果的にそこに行くかもしれないけれども、同時進行でなく、1回で片づけるというふうなことの意味はこの文章を見れば分かりますが、1回でなくても2回でもいいのではないかなと。もし駄目なときは地主にも行きますので、そういうふうな手法はいかなものだろうか。立場が違うのではないか、県と地主は。その意味を今、僕はあまり理解できないのだ。だから、ちょっとここはそういう質問であります。というのが第1点ですが……

○委員長（細谷地多門君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 山本委員のご質問にお答えします。

本来であれば、町が欲しい地域のにぎわい創出の観点からこの場所にかかるまい交流駅（仮称）を建設したほうが良いと決めて、お願いをして取得した土地、本人も知らなかった、町も当然そういうふうなものが埋設されているという認識もなかった。そういう中で発生した。当然協力して譲っていただいた地主を被告として訴えるというのは、これも県を訴えるのと同じく町も苦渋の決断でした。ただ、取りあえずは1回は県を訴えておいて、県から……裁判でこういう判決が出た。駄目だ。それでは、瑕疵担保に基づいて次、残った分で行くか、これまた当然弁護士の費用がかかり、何も当然かかることだし、本人が結局それを請求させる自体、私はそういうものを請求されるものと思っていなかった、当然、そう思っているはずですが。明らかに瑕疵担保の責任がもう問えない、ないというのであれば、当然岩手県だけを被告としていくのですが、やっぱり否定できない以上は、どこでどういうふうな責任割合が出てくるのかと。1番はまず責任論だそうです、弁護士の手法でいけば責任論。だから、第1責任者は県だよということで、なのでそういった部分からAさんを、大変申し訳ないのですが、売主も被告としてやるというのも、町としてもかなり苦渋の決断ですけれども、そういうふうなどっちをどうやっていく、順番をどうしよう、売主を訴えてから、次あれに行くか、何行くかという、そんなことをやっている費用と時間とありますか。やっぱり早期にきちっと判断してもらうのであれば、売主も同時被告という形でやるしかないのではないかと。

これについてはかなり批判する方もいるかもしれません。町にせつかく協力して、

今後道路の用地でも何でもそうですけれども、公共用地として売って、何か出れば売主の責任になるのであれば町に用地協力して売るわけにはいかないというご意見もいただくかもしれません。とはいうものの、いずれやはりこの場で、この件についてはきちっとやっぱりそういう立場から判断してもらうことが妥当なのかなというふうに、先ほどから言っていますけれども、苦渋の決断をしたということです。そのほか何かご意見のほうがあれば、先生方があればまたあれですけれども、よろしくをお願いします。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員、よろしいですか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 説明も分かりましたが、できるだけ理解したいなと思って質問しておりますので、よろしくお願いします。

この文書、回答するときから今後のことも書いてありますが、その上で、例えば判決が裁判所から下される。どちらかが不服、町にとっても不服であれば控訴するということが記載されております。これは、町ばかりでなく、県においてもやっぱり納得できなければ県のほうでまた控訴するというようなことでやって、多分私は運が悪ければ最高裁までこのレースは、レースと言えませんが、この訴訟は続くと思います。そうならば2年か3年裁判が続く。その中に様々な軽米町にも事柄が起きていく。建物が来年の7月完成ですか、それまで、その前に町長選挙もある。誰も責任取らないうちに様々な事柄が進んでいく。そういうちょっと寂しい状態が続くのかなと思ったりして、まず我々の任期もそのうちに来るというふうなことでございますので、裁判は、この前の災害のときも結構費用がかかりました。と記憶しております。いずれ何かしらこの選択が、方法がないのかというようなことをいま一度やっぱり町長、考えてみたほうがいいのではないかなと、そうと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） 今の質問に対しては、町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 経過等は、今、課長が説明したとおりでございます。当初、私も県にお願いしながら、県も前向きに検討すると、そういうことで、お金はすぐに用立てられないので、町でまず用立てて進めてくれというふうなことで進めてまいりました。その流れの中で途中から、先ほど課長がお話ししたような形で責任というか、当時は廃棄物処理法が制定されていないから責任はないと、道義的責任は感じているから、その医療廃棄物そのもの、体温計とか、県立軽米病院という名前入りの体温計等出てきましたので、明らかに医療廃棄物と分かるものであれば、それに対しては支払わなければならないだろうというふうな、大変、我々からすると想定外のそういった返事が返ってまいりまして、現在に至っておるわけでございます。

私は、当時そういった法律が制定されていないとはいえ、医療廃棄物、体温計の

中には水銀も含まれております。それから、現に県の指導の中で土壌検査もいたしました。ダイオキシン、鉛等それぞれ有害物質等も検査しました。そういう中で鉛も出てきております。その出てきた箇所も医療廃棄物が非常に集中して固まって廃棄されていた場所から出てきております。そういったこと等、非常にこれは、もしそれがそのまま放置されておれば、危険性もあるわけです。きれいに除去しましたけれども、それがそのまま放置されているのであれば、今後ともそういった非常に人体に危険が、影響のあるような恐れもこれからずっと続くわけでありまして。現に周辺には生活用水として使われている方々もおります。そういった状況を放置しながら、捨てた県側で我々には責任がないのだと。果たしてそういうことが私は通じるのかなというふうな考えを持っております。そういうことも含めて、きちっとした法的な場所で判断をいただきながら、やはり私は捨てた側の責任というのは除去されない限りはずっと続くと思っておりますので、そういった面も今回きちんとやっていくことが大事かなというふうに思っております。

そういうことで、今現在、弁護士を通じながら交渉してまいりましたけれども、なかなかお互いの考え方、それが埋まらない以上は、やはりこういう手段の中できちっと公正透明に判断していただくのが、私は住民あるいは県民に対しても説明がつくのかなというふうに感じております。どうか皆さんのそこら辺のご理解をいただきながら、この議案について通していただくことをお願い申し上げて、ただいま山本委員からの質問にも併せてお答えとしたいと思います。

以上であります。

○委員長（細谷地多門君） 中断するのもあれですけども、12時になりました。だから、午前中はここまでで休憩したいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 暫時休憩します。

午前11時59分 休憩

午後 零時58分 再開

○委員長（細谷地多門君） それでは、何分か早いようですが、全員そろいましたので、午前中の休憩に引き続き午後から再開したいと思います。

〔「いいですか」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） ちょっと午前中、時間を独占してなんですけど、あと二、三点質問したいと思いますので、その後お待ちかねの皆さんに今度。

課長の答弁も丁寧で分かりやすくいいなと、そう思っております。先ほど町長の答弁は、分かりやすいですが、私の質問には大方答えていない。その鉛の問題に

についてはそのとおりでございますので、それはそれでいいのですが、その他の問題については一切答えていないので、もし補足する点がありましたら答えてもらいたい。答えなければ答えなくても結構でございます。

改めてまた質問いたしますが、県の回答書の文書の中で、最後のほうに県が支出、支払いをしなければならない法的な根拠を示せ、そういうふうな文言があります。これに、もう少し説明……どう感じて、どう対応しているのかについて説明をしてもらいたいなと思っています。というのは、法的根拠を示してほしいというのは、私の推測ですが、この問題がもし事実であったとしても、その当時の清掃法では捨てる場所は穴を掘って埋める、そういう方法が随一の方法で、様々な、どこで処分するのかというふうなことにはないような法律だったのかなと、そう思います。だから、穴を掘って埋めるというようなことで、それであればオーケー。オーケーではないにしても、そういう方法でいけた。その当時のことであるので、その責任はないとは言わないにしても、法的な責任はないと県は理解しているのかなと、そう思います。そんな面では残念ながら対応できませんよという答弁で、もう少し県のほうでは法的な責任を明確に、根拠を示せというようなこと、その部分についてはどう考えていますか。人道的、情的には、町長が言うとおりに、鉛をほったらかしておいていいのですかと、事件が起きたらどうするのですかというようなことは何か本当に情感に響くものがありますが、ただ、その当時はそういう時代だったのかなと思えば、そのことだけで事が動くのかな、裁判までやってどうなのかなというふうな感じを持ちますが、その点はどういうふうに捉えておられるのか、お答え願いたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 山本委員の県の回答の中で法律的な根拠、その当時の法律は捨てること自体は問題がないというのは、私もそのようには認識しております。ただ、詳しい法律上の云々となりますと、ちょっと弁護士でない細かい点は答弁できませんけれども、ただ、私たちも捨てたことがいい、悪いと争うことではなくて、捨てたものが現在工事をして出て、そして捨てた人と思われる方が特定されている。現行法に基づいて当然そのまま、埋めたまま工事をしてもいいということではないので、適正な処理をしなければならなくなった。それに基づいて、その医療廃棄物等が出たことによって工事費以外の余分な経費もかかる。ただ、弁護士から伺っているのは、これは公法上の紛争ではなくて、民法上での原状回復義務に基づいて弁護士がそれなりに法律を組み立てて、民法の第何十何条の何項とかが多分あると思うのですが、公的な法律ではなくて民法上でどういったところの観点から責任論をまず追及したい。全く責任はないということは絶対あり得ないだろうというのが弁護士の判断ですので、それを受けて、本来であれば民法の細かい

法律のあれまで確認……当然訴状を出すときには多分訴状の案とかというものをこちらにもこういう形で出しますよということで説明されると思いますので、そのときはきちっとした法律を、内容まではどうか、こういう法律に基づいていくのだよということをご説明できるかと思います。

回答にちょっとならないような部分もありますけれども、いずれその辺の判断、弁護士の持っていき方というのは具体的に細かい点までは分かりませんが、いずれ民法上の原状回復義務に基づいてこれから訴状を提出して、司法の判断をお願いするというものでございます。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 弁護士でも、法律家でもありませんので、全く素人の感でだけしか話しておりませんが、そうすると訴状というのができれば、また議会を開いてその訴状の検討をして裁判所に出すというようなことになるというように理解しているのですか。その点が第1点。

それから、あとは民法上が何とか、清掃法とかというものの法律の何か内容を抜粋したのでもあったら、前は清掃法の関係ではこうで、この部分が何年に改正されて、こうだというような資料をいつか出してもらえませんか。

それから……

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） はい。

○委員長（細谷地多門君） 今2つですね。2つについて、産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 1点目の訴状ができれば議会にかけるのかということですが、訴状については議会にかける予定はございません。ただ、こういった内容で訴状を提出してやっていきますよというようなことは説明しますが、これ議会の案件ではないと思いますので、議会の承認を得て訴状を提出するという、本来そういうふうなものではなく、ただ、ご説明はいたします。

あと、詳しい例えば法律の点とか何か分かった時点で教えていただきたいということですが、これについてもいずれ先ほども弁護士、これから訴状を提出すれば当然出ますでしょうけれども、とにかく全て弁護士からちょっと確認しないと。一応基本的な入り方についてはいずれ訴状を作った時点で、あとは当然マスコミの方にもそうですけれども、きちっと弁護士から説明の場を設けたいと考えておりますので、いずれ法律的な根拠、観点については訴状を提出した後できちっとマスコミにもだし、当然マスコミに説明するということが委員の皆さんにも説明しなければならないことだと思いますので、詳しい法律的な観点についてはその後に説明したいと考えております。

○委員長（細谷地多門君） もう一つあったっけ。何か法律的な根拠……文章みたいなものを抜粋して、あったら。

産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 訴状等についても、この場で、はい、分かりました、公表します等も、これは弁護士に確認しないとお答えできませんので、すみませんが、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 資料によれば、控訴するかどうかというのは、まず弁護士、当局の判断でどんどん進んでいくというような感じにこれ、私は受け取るわけ。それはそういう理解ですか、それとも私たちに相談して、控訴しますか、しませんかというように問うて前に進むというよう姿勢ですか、それをお聞きします。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 休憩をお願いします。

○委員長（細谷地多門君） 休憩します。

午後 1時10分 休憩

—————
午後 1時11分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 課長の説明、町長の説明、それはそれなりに理解をしていきたいなど、そう思いますが、ただその得るものが、投資した、汗を流した分の対価とすれば大変と少ない果実というふうなこともまず考えられる。さすれば、そういうふうなことも正直、法的な根拠は何ですかというふうなことが、今聞くところによれば比較的是っきりしないというふうなことを考えれば、その成果は少ないのではないかなというふうな感じもしますが、そういう認識はありませんか、町長。

○委員長（細谷地多門君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 先ほど、私が今回の議案に対しての考えというか、申し上げましたけれども、現状ではかなりこちらの要望と県の回答に乖離があると。向こうは、責任というのは道義的観点の中で、出てきた物に関して明らかに医療廃棄物と断定できるもの、例えば体温計には県立軽米病院というのがついておりましたから、これは間違いない、注射器に関してもそれは間違いない。その一つ一つ取って、明らかに医療廃棄物であるというようなことに関しては、前向きにというか、出さないわけではないと、そういう観点でお話ししておりますので、そうなりますと、やはり我々は医療廃棄物ということでそれはもう全部、ほかの一般廃棄物も含めて混在しておりますので、そしてまた土砂等も混在しておりますので、それに付随したものを短期間に処理するためには今のような処理の仕方で行いますと、それははっきり

り県も、じゃあ、それでやってくださいと認めているわけです。そして、全量撤去した後で、途中からそういった状況が違って、廃棄物として断定できるものの割合を示せと、そういうふうな形で来ておりますので、これはやはり最初の県との話合いとまた違ってきておりますし、それこそ生んだものは限りなく少ないというふうに推察されますので、やはりこれはきちっと法廷の場で判断していただいて、それに私はこちらの内容をきちんと通るように訴えていきたいと、そう考えます。

以上であります。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

○10番（山本幸男君） はい。

○委員長（細谷地多門君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） この土地を購入するに至った最初の頃のことについて質問いたします。

先ほど答弁の中で、所有者が廃棄物が捨てられているということを知るよしもなかったのだということがありました。所有者からそのことは直接聞かれたのでしょうか、それともただの想像でしょうか。

また、もう一つ、買う側もその土地についてきちんと買うための手順と申しますか、土地家屋鑑定士とか頼んでいるようですが、金額も43万2,000円という小さい金額だと思うのですが、病院跡地だということでも慎重に確認したかどうかということをお伺いします。

○委員長（細谷地多門君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問にお答えします。

私、先ほど知るよしもなかったというふうに答弁しなかったかと思えますけれども、そういうふうにしたのであれば訂正したいと思えます。

いずれ医療廃棄物が出た。すぐ土地の所有者についても、こういうふうなものが出ただけけれども、そういうふうなことは何か聞いていませんでしたかというふうなことを聞いて、全く知らなかったと、知る余地もなかったというように言った気がしていましたけれども、いずれ全く知らされていなかった。お父様ですか、最初にあれしたのは、お父様からも知らされていなかったし、本人も聞いていなかったということでございます。

それから、その土地の購入の際の調査の仕方は、これも多分様々訴訟でも議論になってくるかと思えますけれども、当時病院の跡地だということできちっと確認、その辺調査をしなかったのかというようなことでございますけれども、いずれこの件につきましては、例えば平成15年に国交省で制定された公共用地の取得に関する土壤汚染等の取扱指針、そういうふうな土壤が汚染されているような場合の土地を取得する場合の指針とかというのはございますけれども、病院施設というのは有

害物質の特定施設には該当しない。例えば何らかの土地の経歴を見てそういうふうなものに該当するような施設だったというのであれば、恐らくきちっとその当時調査もしたかもしれませんが、特に病院施設はそういうふうな施設ではまずなかった。それから、昭和44年まで県立軽米病院が運営されて、その後軽米町が建物を取得して一部幼稚園、あと企業誘致、母子健康センター等で使っておりますけれども、いずれ解体したのは町で解体しておりますので、解体した当時、そういう廃棄物らしきものは全然確認されなかった。それから、その後いこいの広場としてあずまやを建ててトイレですか、ぐらいやって、そういうような形で使用したと。最後に、平成17年の5月ですか、いずれ借主に整地して返す場合、碎石とか入れて整地して返したのですが、その場合もそういうふうなものは確認されなかった。

あとは、沼宮内病院とか出たあたりにマスコミ報道等でも医療局で県内、そういうふうな事実があるか、ないか確認したけれども、そういうふうな事実も確認されなかった。もろもろそういった理由。

あとは、実際建物を購入して土質の調査をした。土質調査は部分的ですけれども、その際も確認されなかった。

そういった理由の中で、出てきてから様々ご意見を言う方もいらっしゃいます。その当時きちっとちゃんと調査しておけばこういう事態にならなかったのではないかということでしたけれども、全く町もそういうふうなものが埋められているというふうなことも全然分からなかった。そういった、今説明した中で、公共用地を取得する場合に、例えば何らかの特定施設だったりなんかで指定されているところであればきちっと調査するけれども、そうでない場合というのはわざわざ公費をかけて、また例えば何メートル掘ればいいのか、たまたま今医療廃棄物が出たのは地上から70センチから1メートルぐらいの深さです。整地して返したといっても20センチぐらいの路盤材入れているので、70センチも掘ってはいなかったもので、例えばもう少し掘れば、その当時出てきたのかもしれませんが。そういう状況の中でわざわざ買う場合に土地の調査費として何千万円もかけて調査をして公共用地を取得するのかというようなことにもなってくるかと思えます。そういった理由で、いずれ事前の調査はそこまできちっと綿密に行わなかったということもあります。それがどのように司法の場で判断されるのかというのはこれからになりますけれども、今言ったことにつきましてそういった理由で事前の調査というのはそこまでは実施しなかったということをございます。

○委員長（細谷地多門君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 所有者が知っていたかどうかというのは、それは過去の話なのですが、私と同年代なので、恐らく想像はしていたかなとは思いますが。

それで、あそこの建物を壊して地主に返したわけですが、その建物を壊し

たときに建てた者の……瑕疵担保という言葉がさっき出てきましたので、その建物を壊したものをその土の中に埋めて返すということは、これは瑕疵担保とか何かそういうのは関係ないですか。そのままやっていたら次に何か建てるときにそれを取り除かなければならないということになるのですけれども。町側の……借りていた。

○委員長（細谷地多門君） 休憩します。

午後 1時22分 休憩

午後 1時23分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 例えば医療廃棄物が入っていたのに気がつかないでというか、それで売って瑕疵担保の期間過ぎてから発見されたということで、地主には何も責任がないというようなことで、逆に今度は軽米町でそこを借りていて、返すときにそこの中に大きな……小さなコンクリートがらでなくて、大きいのですけれども、ああいうものを埋めて戻したというのは、これは何も問題がないのでしょうか。ちょっとお聞きします。

○委員長（細谷地多門君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） わざと埋めて隠したとかということでは……いざれ実際、今現在かるまい交流駅（仮称）を解体、既存の建物をまず基礎の部分から上は全部撤去したと思います。ただ、その後かるまい交流駅（仮称）の工事をやって、その当時解体忘れた深い部分の基礎の部分のコンクリートの破片というのは若干、実際工事で掘削したときには見つかっています。あとは全く別な部分、それこそ町道側のほうですか、あそこで木材の、柱か何か燃やしたかす、そういうものも少しそれは発見されております。ただ、その当時、病院を運営する前に五戸町とか何かの個人の料亭を解体したのを持ってきてそこに建てていて、病院ではないけれども、何か運営していたというような……お話ですよ、それは。きちんと確認できたわけではないのですが、その当時確認、それを解体したときに若干地中に埋めていたものが出てきていますけれども、解体するときには故意にわざと処理費用を抑えるために埋めたというようなことはないと思っております。ただ、その当時解体し忘れた部分というのが工事でやったときには出てきていますけれども、それもコンクリートがらとして処分して、その分は県のほうには請求する金額には入っていませんけれども、それはそれでの確に処理して、今工事を進めております。

○委員長（細谷地多門君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） この県との関係を示した日程の18番、令和3年5月10日、県医療局から回答ということで、当局が負担すべきではないという回答であったと

ということなのですけれども、18番、令和3年5月10日の回答です。この回答の実際の文書を見ますと、下記のとおり回答いたしますと、なお今後の進め方については改めて協議する場を設けたいことから、日程調整について重ねてご協力をお願いいたしますというふうに県では書いてあります。その後、協議をしないで、もう次は19番の陳情書を出したということなののでしょうか。

- 委員長（細谷地多門君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。
- 産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） そのほか電話とか何かでやり取りはあったかもしれませんが、私は記録としてある程度残っている部分、あと今回この訴訟をして何とか県に負担をお願いする、その行為に至った経緯として大まかなポイントの部分として記載したものであって、例えば書いてあるけれども、やったのですか、やっていないのですかと言われれば、この辺から幾ら協議しても、県の主張と町の主張と、基本的なものは医療廃棄物だけの数量を早く出してくれ、幾ら出せと言っても出さないではないか、いやいや、当初そういうことでなかったでしょう、出せと言われても、こういう対応の仕方、処理の仕方、今さらそれは出せませんよという、結局平行線のやり取りでした。なので、これはいけないということで、県議会の各会派とか様々な方に再度陳情書を出したということでございます。
- 委員長（細谷地多門君） 江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） その後、令和3年9月3日に第2回の陳情書を提出した。20番、県医療局から回答があって、今、課長が説明されたような廃棄物の内容、数量の提出、それは処分してしまっているの、ないというのは、それは分かります。でも、ここから次の1月17日まで約3か月あるのですが、この間は何も協議をしなかったのでしょうか。
- 委員長（細谷地多門君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。
- 産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） この時点でもう既に弁護士にお願いしているので、代理人として、弁護士からも逆に、私に任せた以上は私に任せてくださいと、個別に打合せをしないで、何かやる場合は私を通してくださいという弁護士の指示でありましたので、その間空いているかもしれませんが、いずれ全て弁護士にお願いしていますというところでございます。
- 委員長（細谷地多門君） 江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） 二戸のいわゆる保健所のようなところといろいろ協議しながら進めて、途中から、あっ、何か変だなとか、話が合わなくなってきた、食い違ったというようなことが出てきた場合に、それでもずっと県の専門家といいますか、例えば廃棄物の専門家とか、そういう方には相談したことはないですか、調べたり。
- 産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） すみません、休憩してください。
- 委員長（細谷地多門君） 休憩します。

午後 1時30分 休憩

午後 1時35分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 例えばこういうふうな訴訟を起こした場合に、建物が順調に建設が進んだとは思っているのですが、起債とかするとき、もめているというので何か影響はないのですか。財源で過疎債か何か借りる……

○委員長（細谷地多門君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 起債等も使いながら工事を進めておりますけれども、そちらのほうから特に何か指摘があって、これはうまくないですよというようなこともなく、いずれそういう予算上も今現在は順調に進んでいると思っております。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） この裁判に至った経過の中で、一番最後なのですが、令和4年6月22日に裁判することに決めたのだと思います。和解に至る見込みがないということが書いております。その中で廃棄物は当時の軽米病院が埋設したとしか考えられないと言っていますが、軽米病院ではやっていない、それは誰かが持って行ってそこに埋めたと言っているのですか。

○委員長（細谷地多門君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） いや、軽米病院では埋めていない、医療局も埋めていないとかは言っておりません。軽米病院運営当時に全てが捨てられたという根拠を示してくださいと言われております、その当時埋めていないとか、何もしていないとか言われたことではなくて。それなりの考えられる資料等は、町でも県のほうにも提出はしてございます。当然弁護士にも資料は提出してございます。なので、全てが、いずれ様々な見地からこれは当時の軽米病院運営当時に捨てられたものとか考えられないという弁護士の見解でございますので、相手が捨てていないとかということではございません。

○委員長（細谷地多門君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 裁判に至るということになれば、県でははっきり何も払わない、道義的にも支払わないと言っているのでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

〔「それ書いてあるでしょう」と言う者あり〕

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 弁護士とも2回ほどやり取りをして、道義的な責任はあるとは県でも考えられますよと、ただ、その道義的な責任というのは、今

言ったように軽米病院で運営されていた当時に捨てられた物で、その物が、医療廃棄物のみであれば道義的な責任と考えられるから、その分については支払うことも考えていますよということですのでけれども、ただ、先ほどから何回も言っていましたけれども、医療廃棄物だけの分別した数量というのはもうそれは不可能だということで、やはりこういう形で判断を仰ぐしかないかなという経緯に至ったということでございます。

○委員長（細谷地多門君） 茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） 長くなりましたけれども、午前中から担当課長の説明も聞きましたし、あと同僚委員からもいろんな意見が出ました。私も聞いていて、ああ、なるほどと思うようなことを言ってくださいました。

それで、課長が説明した中で、突然令和3年3月10日に、県民、県議からの声があって、それから県の態度が一変したと、そこが一番問題ではないかなと私は思います。今までというか、ずっと課長も議会でも説明して、医療廃棄物が出たのでどう処理するか、こういうふう処理しなさい、こうしてください、その言われたとおりに進めていたのが、何で突然こういうふうになったのかなと思うのですけれども、その後が全く……陳情書を2回出しても、この回答を見れば、「ええーっ」と思うような、私にすればそういう回答です。例えば県民、県議からということですがけれども、県民というのは軽米町の町民なのかどうか分かりませんが、そういうようなことは軽米町においては今までも何回となくあったと思っています。やっぱり、そのときにしっかりと対応していれば、こういうことにならなかったかもしれない。まして、全く何も対応しなければこれから先大変なことが起きてくるのではないかなと、私は心配しています。

というのは、これにも住民監査請求が予想されるのでと書いてあります。そういうふうなことを出してきて、県の職員、軽米町の職員、そんなのまで出てきたらどうするのですか、職員は。例えば軽米町だって、そうであればもうやってられない、やりたくない、軽米に勤めたくない、県にだってそういうようなのが出てきたら、そういうことも考えられるのではないのでしょうか。やっぱりそういうことを考えなければいけないと思います。これはここで言うべきことかどうか、私としても分かりません。あとは法律的なことも私は分かりません。県でも、町でもちゃんとした弁護士を立てて話合いをしていますから、それで結論が出ると。その結果として、誰が責任を取るのか、それは当然首長の町長で、それを認めた議会、みんなのやっぱり責任になると私は思います。

だから、今ずるずるやっていけば、これが長引くだけで、ここでやっぱりお互いの……本当は訴訟を起こすということは同僚委員も言いましたけれども、私も決してそれは望みませんが、はっきりさせなければただ時間だけが経過していく

と思いますので、そういうふうにしなければ今後のことを考えてみたときに、やっぱり私はこの議案に関しては全会一致で賛成して通して、これからのことはそれから考えたほうがいいかなと思いますけれども、私はそう思いますけれども、いかがですか。回答はいいかな。

○委員長（細谷地多門君） 質問なの。回答を求めていたの。

○4番（中村正志君） 意見でないですか。

〔「意見の取扱いどうするんだ」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） この件について賛成していただけるようなご意見をいただきました。非常にありがたいなと思っております。ただ、一言ちょっとあれですけども、先ほどありました令和3年3月10日のこういう発言からということですけども、これは果たしてきちっとこの日からという、この発言があったからがらっと変わったというか、この発言等があった以降から何となく今まで話してきた県の発言や内容とは変わってきたという意味であれしていますので、この日を境にというわけではございませんので、いずれこの日あたりから変わってきたなど、何かあれっと思ってきたなというのは間違いございませんので……ありがとうございます。

○委員長（細谷地多門君） 茶屋委員、いいですか。

○10番（山本幸男君） 委員長、反対討論。

○委員長（細谷地多門君） ちょっと待って。

○10番（山本幸男君） 反論だ。

○委員長（細谷地多門君） 茶屋委員、いいですか。

○11番（茶屋 隆君） はい。

○10番（山本幸男君） 今の意見の取扱い、今まず委員から……

○委員長（細谷地多門君） 山本委員、立って。

○10番（山本幸男君） まだ討論の時間でもありませんので、今、茶屋委員から流れの中の14番のことについて話があって、課長がそれに答える形で、14番のことに特定で確認しますが、ここに記載するにはあまり適当な項目でないような、私から見ればね、そう思います。ここは削除してこの議論をしたほうがいいのかなど、何かしらここはそれなりの思惑というか、感情が出た項目だというふうに私は思いますが、どうですか。削除してはいかがですか。

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午後 1時45分 休憩

午後 1時46分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

中村委員。

○4番（中村正志君） 今までいろいろ質問が出まして、今回江刺家総括課長の丁寧な説明で大分理解が深まったなど。もっと前にこういう説明をしていただければ、私も昨年の3月から毎回の議会で一般質問していましたけれども、なかなかそういう具体的な言葉が出てきていなかった。今の話の県議からの話、私が9月議会だったかに「県議からの情報ありませんか」と言ったときは、「ありません」と言いましたよね。だから、そういうふうなことがちょっと我々委員と当局との壁があって、我々が理解できかねた。だから、憶測で物をしゃべってきたのかなと、私自身もそういうふうな形で疑問をぶつけてきたというふうに思います。もっと早く今日みたいな丁寧な説明を前々からしていただければ、我々ももっと当局に寄り添った意見等が言えたのではないのかなというふうなことを非常に考えます。だから、非常に今までの経過が残念だったなど、逆に言えばですね、思うところもあります。

そこで、ちょっとお伺いしたいのは、まず前にも私も質問したのですが、陳情書を出して、県のほうから回答があった。その中で、二戸保健福祉環境センターのほうの指導に基づく……ここに軽米町の考え方がありましたけれども、医療局は関係ないよというふうな言葉が県のほうから回答が来ていましたよね。それについても私、あのときにこのことについて町としてはどう考えているのだと言ったときに、話が出てこなかった。はっきり言って、一般常識として、組織として岩手県は全ての、二戸地区も含めて同じ組織なはずだから、私は昔、役場にいた組織の人間だったので、職員が誰であろうが、やれば町としての責任だというふうなことが普通自覚されなければならない、職員として。なので、非常に岩手県として寂しい回答だったなというふうに私は思うのです。だから、その辺のところをもっと具体的に強く攻めてもよかったのではないかなというふうに私は思うわけです。このことについて二戸のほうの指導でやったから医療局は関係ないよと、そのようなことがよく言えたものだなというふうに私は県職員にがっかりしていますけれども、だからその辺のところは強く言ってもいいのではないかなと。

ただ、先ほど町長も考え方をお話しされましたけれども、道義的なこと、ここの回答の中にも医療廃棄物が埋設されたのは法律が制定される前のことである。だけれども、発見されたことにおいては現行の法律に基づいて処理しなければならなかったのだということで、町としてそれを、多分これが県の指導の下において処理されたというのだけれども、ただ、こういうふうに何か今までの中で法的根拠を示せと言われたときに、非常に弱くなってきている。法的な部分ではないというようなことがあるのだけれども、今後の法律対法律でやった場合に果たして裁判で勝ち目があるのかなと、逆に言えば。その辺がちょっと心配な部分がないわけではない。

だから、その辺のところの……弁護士がどのように言っているかは分からないですけれども、現時点での見通しをちょっとお聞かせ願いたいなど、その方向ですね。

○委員長（細谷地多門君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 中村委員のご質問にお答えします。

もっと早い時期にこういった形でというご意見をいただきました。私も途中から参加したということも、それが理由ではございませんけれども、もう少し早くきちんとした説明もできればよかったのかなと思います。

ただ、二戸保健福祉環境センターがそれはやったから工事の遅延は医療局には関係ないのだよという回答に対しては、この令和3年9月3日の資料の4ページ目の（5）ですけれども、（5）で一応これも踏まえて、二戸保健福祉環境センターだって県の同じ機関でしょうというようなことは記載して、2回目の陳情書で出しております。それでも、回答は似たような回答だったということであれですけれども、あとは今後の訴訟の関係の見通しということですが、前にもちょっと説明しましたけれども、弁護士は1発目はまず責任論、いずれ県に全く責任はないということではないのだよと、まず県にだって責任はある。それは先ほど言いました民法上の部分から、まずは裁判所から責任論を認めてもらって、その次に、ではどういう割合なのか。ここで県には全く責任論が発生しませんでしたとなると、ああ、これは終わって、例えばそれをさらに上告するか、何するかという話になると思うのですが、弁護士は全く責任がないという判決はまずないだろうと。これがまかり通ったら世の中どうなるのだというようなことを弁護士は一生懸命主張しております。なので、いずれ弁護士の主張をあれして、よく皆さんにもどの程度勝ち目があるのかとか、どの程度取れるのかという話になるかと思っておりますけれども、これは判決が出なければ分かりませんが、全て費用負担を求めることができると思った上での、最初からこれしか取れないからこれでいきますかとか、これでいきますとか、妥協するのではなくて、やっぱりまずは責任論を裁判官から認めてもらった上で、次は費用負担なりなんりのあれだ。いずれ、この裁判がスタートすれば、そんなに早く解決するとは言えない。弁護士も、当然2年から3年かかる案件になるのではないかというようなことはおっしゃっております。ですけれども、いずれ早期解決を目指して、こちらの主張を最大にしてまいりたいと考えております。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○4番（中村正志君） ありがとうございます。正直にお話ししていただいてありがとうございます。

そこで、責任論……今回の説明で非常に私は安心したのは、白か、黒かという裁判の勝ちか、負けかというだけを争うのではなく、責任論この分は岩手県に責任があります、では、この分は私のほうで何とか負担するように努力しますとかという

ふうな考え方があるなということ、このことについては私も一般質問の中でも何回かそういう発言をさせていただいておりましたので、それには同調します。

そこで、ただ、どこで、ここでいいですよというふうになるのか。弁護士同士が対決し合うということになると、お互いに負けたくないでしょうから、何ぼでも自分で自分がいいように、いいようにという、その辺のところのやり取りは多分町長、総括課長等とやって、もうここでいいですよというふうにさせていただけるものかなというふうに期待はしますけれども、ただ、それがどうなるのか、その辺は期待するという事。

そこで、被告が2人、岩手県と第2被告があるわけです。その場合に、最悪の場合を想定したときに、岩手県のあれがなくて第2被告のほうに責任が行った場合のことまで、どこまで考えていただいているのかなと。実は私、この案件を出す前に売主のほうに事前に相談か何かしているのかどうかをちょっと確認したい。全くしていないで、ただこれが出されて、後からこういうものが出されているのだなというふうに思われるのか、この辺のところはその方との信頼関係というものを保っていくためにはどのようにされたのか、そこをお伺いしたい。

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午後 1時56分 休憩

午後 1時57分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 中村委員のご質問についてお答えいたします。

本人の法的責任について時効が来るということで弁護士のほうから事前に、例えばこれからできれば交渉して、県と医療局に負担を求めていきたいから、ただ最悪の場合は、訴訟となった場合はこういうふうな訴訟の仕方になるよというのは、もう結構前に本人には弁護士から、先ほど言ったように通知の文書を送らせてもらっています。また、当然今回こういうふうな予算を取るということに当たりまして、そうならば幾ら名前を非公表だとかどうのこうのと言ったって、多分すぐ売主分かることだと思うので、例えば町民の方からも当然電話とか何か増え始める、そういう可能性もあるので、いずれやはり最終的、これまで頑張ったのだけれども、こういうことでやむなくこういうふうな手法でやることになりますよ、おたくさんも被告人としていきますよと。ただ、いずれ弁護士は第1責任者は県だよというふうに考えておりますのでということは説明してございます。納得したか、していただかないかというのはちょっとあれですけども、いずれこういう方向でいきます。本人もびっくりはしていました。いやあということでしたけれども、何とかご理解を

お願いしますということで、こういうふうになるよというのはこの間も説明しております。

○委員長（細谷地多門君） 休憩します。

午後 1時59分 休憩

—————
午後 2時10分 再開

○委員長（細谷地多門君） 休憩前に引き続き再開したいと思います。

答弁もらったけれども、いいですか。

○4番（中村正志君） はい。

○委員長（細谷地多門君） そのほかありませんか。

大村委員。

○7番（大村 税君） 今までいろいろな疑問点あるいは要望等も出たようでございます。

そこで、何回もあれだけでも、説明の中の13番からがらっと報告といいますか、県の姿勢が変わったというその、何が障害で変わったのか、説明できますか、できるのであれば。

いや、このような訴訟というか裁判沙汰にするのは行政間ではあってはならないものだとは思います。行政は公平、公正な考えの下に、お互いが、行政同士が話し合っ、県民、町民のために尽くすのが行政の機関だと、私は今まで認識しております。事例にもないことが起こるといことは大変悲しいことだと、このように思います。

というのは、県議会の自民党会派の方々が各市町村を巡って市町村の課題あるいは市町村の要望等を聞きに来て、あれはたしか4月だったかな……会派の。そのときに鈴木財務大臣あるいは県の自民党会派の幹事長、千葉伝議員等々そうそうたる人数で軽米に訪れて、町長、そしてまた正副議長、その中で今一番抱えているのは何ですかというような会派の方々から要望を聞きたいということで町長が第一に軽米町にいろいろな交流の場がなくて大変困っていると、それが今ちょうどかるまい交流駅（仮称）という名前で建設をしていると、その中で今問題になっているのが医療廃棄物の処理の負担ということだと、何とか県においても軽米町の自治体に支援してほしいということを申し述べましたし、議員の中で何かと言われたときも、やはり議会としてもこの問題が一番、町民の財政を圧迫しないような対応をしたいので何とかやってほしいと言ったならば、幹事長を含め軽米町の要望に応えると、いろいろな観点からも特例としてもやってやらなければならないという回答を得ておりました。

それがこういうふうな状況になるというのは、何が障害になって、途中からこういう県の回答が出てきたか。当然県としてもそういう自治体と争うことを望んでい

るのか。大変私は疑問視し、悲しい思いをしております。この根拠について、障害のね、何が原因か、知り得るのであればご回答願いますし、また知り得ないし、また回答を慎むというのであればそれでも結構でございますが、やはりもう少し県も地方の自治体に目を向け、同じ町民であり、同じ県民であるから、その辺も県のほうにも重々要望して回答を得なければならなかったのかなと、こんなふうに思っております。

この13番の説明以後、今もまだ順調に工事が進捗している中でございます。先ほども同僚委員が言ったように、このままずるずる長くなるような状況であれば大変だろうというようなご意見も出ています。どうしてもこの訴訟に持っていかなければ解決ができないというのであればこれも致し方ないのかなと、行政同士の責任論を論ずるのも悲しいことだなと、このように私は思いますが。

○委員長（細谷地多門君） 分かりました。

今の大村委員に対する答弁、町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 全く私も同感で、決して県とこのような争いと申しますか、そういうことは決して望むものではございません。何回も申し上げるとおり、当初は県も理解していただいて、県が予算化はちょっと短期的には難しいから、既に町としても工事を発注しておりましたので、これは遅れれば遅れるほどまた遅延金等発生いたしますので、やはり早く片づけていきたい。しかし、そこにあるのは医療廃棄物であり、当然撤去をするにも費用もかかるし、また期間もかかるというようなこともございまして、県のご理解と申しますか、その当時は県も理解していただいて、そちらで予算化しながら撤去を進めてくださいというふうな相互共有しながら進めてまいりました。

ところが、先ほどのような令和3年の3月頃ですか、そこら辺からやはりこういうふうな状況が変化したことは事実でありますし、当時私もある会合で医療局長と一緒にしまして、会議の後、局長が、いや、ちょっと困りましたと、例の方や議員の方々からも大変、なぜ県が出すのだとか、そういうことを言われているというようなお話をされました。それはそれとして、しっかり私たちも片づけながら工事進めてまいりたいと思っておりますし、県のほうもひとつよろしくお願ひしますと、私はそのときはそう語って帰ってまいりましたけれども、ここに記載してあるのはそういうふうな流れになったことは事実でございます。お互い……私もそういうところは感じておるところであります。

以上であります。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

○7番（大村 税君） よろしいです。

○委員長（細谷地多門君） そのほかありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） ちょっと議案とは違いますけれども、同僚委員からちょっと情報をいただいて、岩手県の議会から情報をいただいたということでコピーもらいました。住民監査請求が出ていると、岩手県のほうに出ているということで、それはこのかるまい交流駅（仮称）関係の調査関係のようです。このことについて情報が入っているのかどうかを1つお伺いしたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 県に住民監査請求が出ているということをごらんで知っているかということですか。

○4番（中村正志君） はい。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） それはちょっと情報は得ておりません。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 県の監査委員から県議会にそういう情報が行っていたということで、文書でちょっと私のほうで出ましたけれども、同じような、今回のかるまい交流駅（仮称）の責任問題の部分だとは思っただけけれども、これを見たときに、どちらかというとなんか軽米町に寄り添った形での住民監査請求だなというふうに感じました。この辺のところをもし情報が入っていないのであれば、今後ある程度情報を得て、この辺の推移も見ておくべきではないのかなというふうに思いましたので…情報が入っていないのであればそれでよろしいです。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 情報が入っていないということですから、答弁は…そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） なければ、議案第2号に移りたいと思います。

◎議案第2号の審査

○委員長（細谷地多門君） 議案第2号 令和4年度軽米町一般会計補正予算（第3号）について、補足説明があれば、総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 特にはないです。

○委員長（細谷地多門君） 特にはない。

○総務課総括課長（福島貴浩君） はい。

○委員長（細谷地多門君） 議案第2号については特に補足説明というのはないそうです。

○10番（山本幸男君） 詳しく説明して。

○委員長（細谷地多門君） 詳しく…山本委員。

○10番（山本幸男君） はい。

○委員長（細谷地多門君） 詳しくということです。総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） それでは、議案第2号につきましてご説明申し上げます。

内容でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ440万円を追加し、歳入歳出それぞれ81億2,078万1,000円とするものでございます。

損害賠償請求事件に係る訴えの提起に係る弁護士依頼の経費として歳入歳出予算を主な内容とするものでございます。

予算書3ページを御覧願います。歳入につきましては、19款の繰入金、1項基金繰入金として440万円の増額、財政調整基金繰入金となっております。

4ページの歳出につきましては、2款総務費、1項総務管理費として440万円、これにつきましては12節の委託料に弁護士委託料として440万円、いわゆる訴訟に関する着手金としてお願いするものでございます。

説明のほうは以上になります。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 裁判費用の弁護士料として440万円、改めて440万円の根拠の説明をお願いしたいのが第1点。

それから、これで財政調整基金なようでございますが、財政調整基金の残は幾らになって、これはコロナの交付金は該当ではない。

○委員長（細谷地多門君） 補正額の440万円の根拠、もう一回ということなのだけでも、1回説明あったけれども、再度。よろしいですか。

総務課総括課長、福島貴浩君。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 積算の根拠といたしましては、岩手県弁護士会が定める報酬規定あるいは報酬基準等も基に算定いたしました。弁護士事務所の試算によるものでございます。それが440万円というふうになります。

あと、繰入金につきましての現在の財政調整基金の残高につきましては、今資料等を持ち合わせておりませんので、早急に調べまして回答させていただきます。時間のほう少しいただきたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 何だった、コロナ、コロナ交付金と言っていたな。

○総務課総括課長（福島貴浩君） 本案件はコロナ交付金の対象になるかということですが、けれども、対象にはならない。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 弁護士会の算定によるものだというようなことでございますが、ちょっとその中身をもう少し詳しく説明できないか。私たちには参考資料などもな

いから。1億9,533万458円の、先ほど説明したことの繰り返しでもいいですから、もう一度お願いします。

- 委員長（細谷地多門君） 総務課総括課長、福島貴浩君。
- 総務課総括課長（福島貴浩君） 岩手県弁護士会が設置している報酬規定によりますと、3,000万円を超え3億円以下の訴訟等につきましては着手金として3%プラス何円というのがございますので、そちらのほうに該当させて試算させたものでございます。
- 10番（山本幸男君） いいです。
- 委員長（細谷地多門君） いいですか。
- 10番（山本幸男君） はい。また後で詳しく、総務課に行って聞くから。
- 委員長（細谷地多門君） そのほかありませんか。
〔「なし」と言う者あり〕

◎総括質疑

- 委員長（細谷地多門君） なければ、議案1号、2号、総括質疑ありませんよね。大体出尽くした……
〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（細谷地多門君） ないようですので、まとめに入りたいと思います。
休憩しますか、続けてやる。
〔「退席してもらって」と言う者あり〕
- 委員長（細谷地多門君） まとめに入りますので、傍聴者の方、退席をお願いします。
〔何事か言う者あり〕
- 委員長（細谷地多門君） ちょっと待ってください。まとめの前に総務課総括課長、福島貴浩君のほうから。
- 総務課総括課長（福島貴浩君） 財政調整基金の残高ということでご質問ありましたけれども、現在15億7,904万円ということで残額ございます。
〔当局、傍聴者退席〕

◎議案第1号及び議案第2号の討論、採決

- 委員長（細谷地多門君） それでは、まとめに入りたいと思います。
討論ありますか。反対。
- 3番（江刺家静子君） はい。
- 委員長（細谷地多門君） 議案第1号。
- 3番（江刺家静子君） はい。
- 4番（中村正志君） 議案1号、2号、一括でいいのではないの。

- 10番（山本幸男君） 議案1号、2号、一括で。
- 委員長（細谷地多門君） 一括で。
- 10番（山本幸男君） はい。
〔「同じだ」と言う者あり〕
- 委員長（細谷地多門君） それはそうだろうけれども、一応議案があるから、1つずつ
諮らないと。議案1号に反対ね。
- 10番（山本幸男君） はい。
- 委員長（細谷地多門君） それから、議案2号は。
- 10番（山本幸男君） はい。
- 委員長（細谷地多門君） 議案2号も反対。
- 10番（山本幸男君） 議案2号も反対。
- 委員長（細谷地多門君） 江刺家委員は、議案2号も反対。
- 3番（江刺家静子君） はい。
- 委員長（細谷地多門君） では、議案1号、2号、反対の方がありますので、討論はや
りませんか。
- 10番（山本幸男君） やります。
- 委員長（細谷地多門君） やります。やってください。本会議場で。
- 10番（山本幸男君） はい。
- 委員長（細谷地多門君） いや、ここでもやってもいいのだよ。本会議場でやると。
それでは、一部反対の方がありますので、採決は起立によって2回に分けて行い
たいと思います。
議案第1号に賛成の方の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
- 委員長（細谷地多門君） 賛成多数で可決です。
議案第2号の原案について賛成の方起立を求めます。
〔賛成者起立〕
- 委員長（細谷地多門君） 起立多数で可決です。
あと、委員長報告に付記することがあるか確認だけでも、ないようね。
〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（細谷地多門君） では、委員長報告もコンパクトにまとめますので、何だりか
んだりしゃべりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。
くれぐれも質問しないように、委員長報告に。どきっとしますので。
〔「大丈夫です」と言う者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（細谷地多門君） 以上で特別委員会を終わりたいと思います。

（午後 2時33分）